

行田市運賃協議部会設置規程の一部改正(案)

市民意見募集(パブリックコメント)の趣旨

行田市運賃協議部会設置規程は、道路運送法の規定に基づき、運賃等の協議を行う運賃協議部会を設置するために、所掌事務等を定めたものです。

運賃協議は、公共交通会議とは別に協議会を開催することとなるため、関係者の負担増加が課題となっております。これについて、国より「軽微な事案については、運賃協議会の開催は必ずしも要しない」との方針が示されたことから、本市においても次の場合には運賃協議会の開催を要さないものとして整理したいため、意見を募集します。

運賃協議会の開催を省略することができる場合(案)

- ① 均一制運賃を適用する路線(系統)において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合※でも、運賃額に変更がない場合

※競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く

- ② 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- ③ 行事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- ④ 新たな決済手段を追加する場合

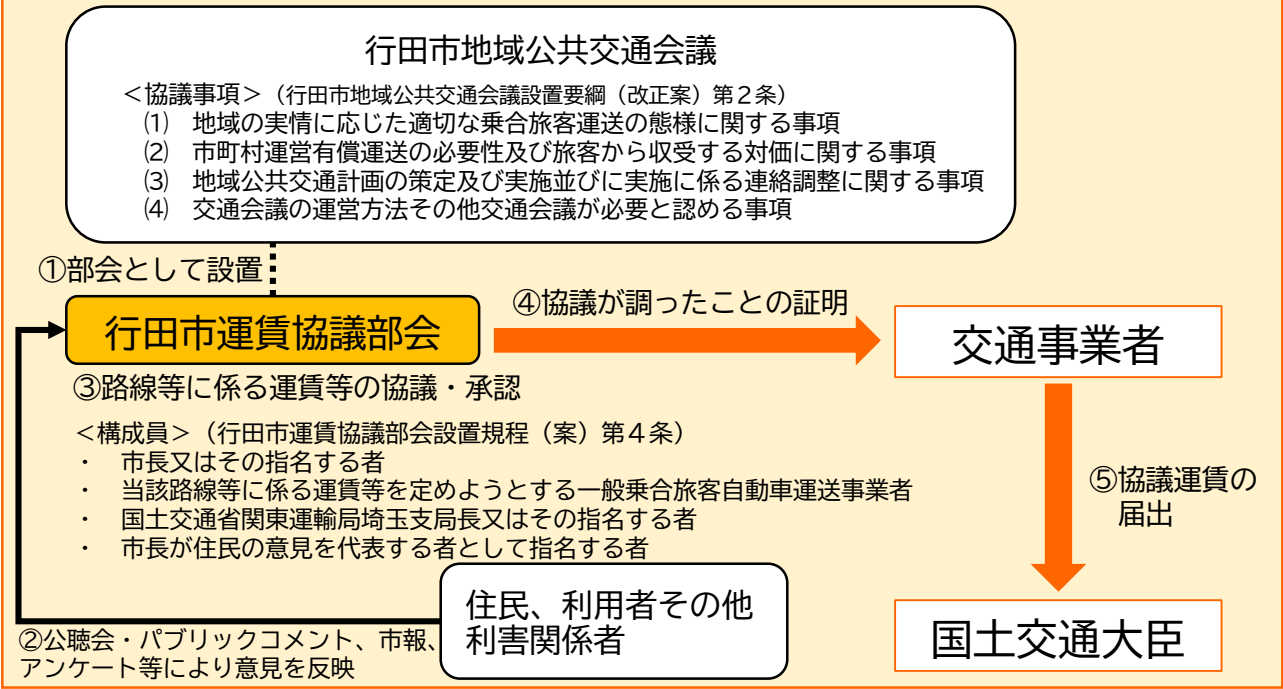
以降のページは参考資料です

行田市運賃協議部会設置規程の一部改正について

令和8年度第一回行田市地域公共交通会議資料5より抜粋

「行田市運賃協議部会設置規程」は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項の規定に基づき、運賃等の協議を行う行田市運賃協議部会を設置するために、所掌事務等を定めている。

運賃協議の仕組み



公共交通会議とは別に協議会を開催することに対する、関係者の負担増加が新たな課題となっていた

そこで

「軽微な事案については、運賃協議会の開催は必ずしも要しない」との方針が示された

令和7年6月30日付 国土交通省物流・自動車局旅客課長発出の事務連絡
「道路運送法第9条第4項に基づく協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方について」

これを受けて

本市においても関係者の事務手続きの負担軽減をはかるために、軽微な事案については運賃協議会の開催を要さないものと定める改正を行いたい

運賃協議会の開催を省略することができる場合(案)

- ① 均一制運賃を適用する路線(系統)において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合※でも、運賃額に変更がない場合
※競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く
- ② 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- ③ 行事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- ④ 新たな決済手段を追加する場合

改正のスケジュール案

令和8年 5月	6月	7月	8月
●	● ・地域公共交通会議	● ・市報7月号(パブリックコメント実施周知) ●	● ・パブリックコメント ● ・運賃部会 ● ・決定 ● ・会議の各委員 ● への報告

行田市運賃協議部会設置規程の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
(会議)	(会議)
第6条 (略)	第6条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
<u>4 前各項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、協議が成立しているものとみなして、会議の開催を省略することができる。</u>	
<u>(1) 均一制運賃を適用する路線(系統)において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合(競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。)でも、運賃額に変更がない場合</u>	
<u>(2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合</u>	
<u>(3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合</u>	
<u>(4) 新たな決済手段を追加する場合</u>	
<u>5</u> (略)	<u>4</u> (略)
<u>6</u> (略)	<u>5</u> (略)

行田市運賃協議部会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、行田市地域公共交通会議設置要綱（平成22年告示第177号）第7条の規定に基づき設置する運賃協議部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定により、路線等に係る運賃等について協議及び調整をするため、行田市地域公共交通会議運賃協議部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 部会は、路線等に係る運賃等に関する事項を協議する。

(組織)

第4条 部会は、次に掲げる者を構成員（以下「委員」という。）とする。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 当該路線等に係る運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省関東運輸局埼玉支局長又はその指名する者
- (4) 市長が住民の意見を代表する者として指名する者

(部会長)

第5条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、前条第1号に規定する者をもって充てる。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

- 4 前各項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、協議が成立しているものとみなして、会議の開催を省略することができる。

(1) 均一制運賃を適用する路線(系統)において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合(競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。)でも、運賃額に変更がない場合

(2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合

(3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合

(4) 新たな決済手段を追加する場合

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

6 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見等を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 部会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則(令和6年3月13日会長決裁)

この規程は、令和6年3月13日から施行する。

附 則(令和〇年〇月〇〇日会長決裁)

この規程は、公布の日から施行する。